

9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月15日（金）午前10時～10時55分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、縄田 加奈江、正司 浩幸、
村田 信男、河村 守浩、関谷 利彦、原野 英雄、
野村 文雄、阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二
・・・（14人）
4. 欠席委員 河崎 貫一郎、富永 茂巳、大草 知子、磯部 恵子
・・・（4人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 事業計画変更承認について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第6号 令和6年度宇部市農業施策に関する要望について
第3 報告事項
報告第1号 農地使用目的変更届について
報告第2号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、9月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は14人です。欠席は4名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項31件及び報告事項2件です。以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中14人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。厚南地区の縄田委員、厚東地区の河村委員をお願いします。なお、書記については、事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

- 議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。
なお、議案23番、27番から31番まで及び33番については、同一人を譲受人とする営農型太陽光発電設備の設置を前提とした議案ですので、審議の都合上、他の議案の審議後、一括して行いたいと思います。
事務局、説明をお願いします。
- 事務局： 議案書は13ページの楠地区の議案32番について説明します。
本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)
- 議 長： 楠地区よろしいですか。
- 阿部委員： はい。
- 議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議 長： 全員賛成ですので、32番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。
- 事務局： 議案書は17ページから24ページまでの旧市地区の議案87番から90番までの3件です。なお、88番は取下げによる欠番です。訂正表にあるとおり、17ページの議案87番の違反転用の有無に訂正があります。
3件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。
- 議 長： 旧市地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)
- 議 長： 旧市地区よろしいですか。
- 内山委員： はい。
- 議 長： 採決に入ります。旧市地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議 長： 全員賛成ですので、87番から90番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は25ページ厚南地区の議案91番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議長： 厚南地区よろしいですか。

縄田委員： はい。

議長： 採決に入ります。厚南地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、91番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから38ページまでの東岐波地区の議案92番から97番までの6件です。訂正表にあるとおり、37ページの議案97番の違反転用の有無に訂正があります。

6件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

なお、92番については関連して議案第4号事業計画変更の7番、93番については関連して議案第4号事業計画変更の8番、94番については関連して議案第4号事業計画変更の9番が、併せて提出されていますので、申し添えます。

議長： 東岐波地区の6件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議長： 東岐波地区よろしいですか。

正司委員： はい。

議長： 採決に入ります。東岐波地区の6件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、92番から97番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は39ページから44ページまでの西岐波地区の議案98番から100番までの3件です。

3件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 西岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。
(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、98番から100番までは許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は45ページの厚東地区の議案101番について説明します。
本件について、事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。

議 長： 厚東地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚東地区よろしいですか。

河村委員： これは違反転用ということですが、始末書が添付されているのでしょうか。どういう内容か教えてください。

事務局： それでは始末書を読み上げます。
下記土地は農地(畑)であります。7月31日頃、農地転用手続きが必要にもかかわらず整地・砕石引きしてしまいました。
当畑は長年休耕しており荒れておりました。このままでは近隣の方々に御迷惑だと心痛めていたところ、隣接する宅地の譲渡先が空き家を解体し、更地を整地・砕石引きすると知り、荒れた畑も併せて整地・砕石引きをお願いした次第です。
農地法に違反したことは深く反省しております。今後はこのようなことがないように注意し農地法を遵守いたしますので、今回の農地法申請について御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

河村委員： これは、地権者から出ているのでしょうか。それとも業者から出ているのでしょうか。

事務局： 地権者である譲渡人から出ています。

河村委員： わかりました。

議 長： では採決に入ります。厚東地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、101番は許可します。
次に、議案第3号、非農地証明申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は47ページから54ページの議案43番から46番までの4件です。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は55ページから60ページまでの議案7番から9番までの3件です。
訂正表にあるとおり、55ページの議案7番の当初計画者に訂正があります。
3件について、事前質問はありませんでした。
議案7番について、先に説明しました議案第2号転用許可申請の92番に関連して、自己用住宅を目的に許可を受け、土地の購入、造成を行ったものの建築計画が頓挫していたところ、計画承継者が自己用住宅及びカーポートを建築することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。
議案8番について、先に説明しました議案第2号転用許可申請の93番に関連して、県外から宇部への移住のため住宅建築を目的に許可を受けたものの都合により宇部市外へ移住したため計画が頓挫していたところ、計画承継者が自己用住宅を建築することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。
議案9番について、先に説明しました議案第2号転用許可申請の94番に関連して、自己用住宅、車庫、倉庫を目的に許可を受けたものの建築計画が頓挫していたところ、計画承継者が建売住宅を建築することとして事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は61ページから83ページまでです。
本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定及び農地の売買による所有権の移転の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

なお、所有権移転の事案については、土地を取得する者が法人であることから、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たすことを確認する書類を82ページ、83ページに添付しています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚南、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。
次に、議案第6号、令和6年度宇部市農業施策に関する要望について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は、84ページ、85ページです。訂正表にあるとおり、文章に訂正があります。

6月にいただきました意見を市長への要望としてまとめたもので、10月に市長へ提出される予定です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決します。
本件について原案どおりに決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については承認します。
次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、営農型太陽光発電設備の設置を前提とした議案23番、27番から31番まで及び33番について、一括して審議します。

本件については、本件申請者が農地を譲り受け、営農型太陽光発電設備の設置を前提として、その日陰を活用して榊を栽培するというものです。

榊の栽培については、これまで本市及び本県において先例がほとんどないものであり、かつ申請者は●●●●●●を本拠とする株式会社であり、また近年、中国地方をはじめ全国で急激に事業を拡大しています。

御存じのように、営農型太陽光発電設備の場合は、一般の太陽光発電設備の場合と異なり、下地は農地のままであり、農業委員会としても、今後引き続き適正な耕作が行われることについて関与する責任を負います。

加えて、本件は農地を借受けではなく譲受けで取得することになることから、その継続性についてより慎重に審議する必要があります。

なお、本件に関しては、本件申請者の関係者により市内の農業振興地域を中心に大規模な農地売却の勧誘が行われ、当委員会にも農地所有者及び近隣住民から数多くの問合せをいただいているとともに、市議会においても、9月定例会において、議員質問をいただき、適正に対処する旨の答弁を行ったところでもあります。

これらの点を踏まえて、これからの審議に臨んでいただきたいと思います。
それでは、事務局説明をお願いします。

事務局： 議案書は、1ページから12ページまで及び15ページから16ページまでです。

まず、これまでの申請議案に対する検討状況を説明します。

先ほど会長から説明がありましたとおり、本件の審査の重要性を考慮し、まず、8月1日に今回の申請地や申請予定地の関係地区委員にお集まりいただき、本件申請内容について確認と協議を行い、不明点や疑問点を整理しました。

この協議を踏まえ、申請者の収量実績や全国の圃場の現状、今後の拡大計画、人員体制等について、8月7日に申請者に対して書面照会を行い、申請者から8月29日に回答がありました。

この回答に対して、幾つか不明点がありましたので、8月29日付で再確認を行い、8月31日以降、数次にわたり申請者とやり取りを行い、追加回答や、耕作証明書の不足分等の追加資料の提出がありました。

一方、申請者の営農計画の内容について、提出された営農計画書等では詳細が不明であったため、8月31日に関係地区委員による申請者からヒアリングを実施しました。

その後、ヒアリング時の質問事項について当日の回答に対する委員からの意見や疑問も踏まえた書面照会を9月3日に行い、9月10日に文書回答が申請者から提出されました。

この回答を受けて、9月13日に、関係地区委員が再度集まり、これまでの回答の内容を踏まえて協議を行いました。

これまでの検討内容については本日お配りしたお手元資料のとおりですが、次にその概要を説明いたします。

まず、急減な事業拡大に対応する人員体制について懸念が上がっています。中国地方をはじめとした急激な事業拡大の中で、事業展開を担保する具体的な人員体制が明らかになっていないというものです。

また、本市の圃場周辺環境に即した病虫害対策、雑草対策、獣害対策等の圃場管理の確実性について懸念が上がっています。提出資料やヒアリング回答等を踏まえると、確実な圃場管理が実施される心証が得られないというものです。

これらの内容をまとめますと、営農計画の履行について確実性が乏しいのではないかということになります。農地法の規定に照らすと、農地法第3条第2項の「その世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない」のではないかということになります。

事務局からのこれまでの経緯の説明は以上です。

議長： 詳しい説明ありがとうございました。

これまでの議論について、事務局から概要説明がありました。

これまでの議論を踏まえると、各申請地の状況というよりも申請者の営農体制が論点となっているようですので、議案第23番、第27番から第31番まで及び第33番については、一体として審議したいと思います。

それでは、（申請の担当地区である）各地区協議会からも、今の説明以外にも、これまでの協議を踏まえた報告事項があればお願いします。

東岐波地区は何か意見がありますか。

話し合ってお互いに協力し合っていくことは、この業者とはやっていけないという判断を私はしました。ですから私は今回の件については、どんな場所であろうと反対をしたいと思います。

たとえ山裾であろうとどこであろうと、●●●●●●が中心になっていますので、とんでもないところに入り、田の水の管理もできず、地域の農地に迷惑をかけるのが目に見えています。地域の農地を守る立場から、今回の営農計画を見ても反対の立場に立ちたいと思っています。

議長： はい。貴重な意見ありがとうございました。ここで、大面積の耕作者である野村委員、御意見はありませんか。

野村委員： 最初にもう一度確認です。さっき事務局から説明があったのですが、法的な許可・不許可の判断の要件をもう一回説明してください。

事務局： はい。説明します。
農地法第3条の申請については、第3条第2項において許可することができない事項が列挙されています。その第1号が、これまでの協議に関して申し上げたところですので、もう一度読み上げさせていただきます。

(農地法第3条第2項第1号の規定を読み上げ)。

いわゆる全部耕作要件といわれている要件でして、これまでの担当地区の協議の中で挙がっている、営農計画が確実に実施されないのではないかと、今これだけの規模で展開されている圃場を確実に管理していくことが難しいのではないかと、こちらに該当します。

それ以外の項目も説明します。

第2号が農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合、これは要件的に明らかなものです。

第3号が信託の引受けにより権利が取得される場合、これは今回の事案には当たらないものと思われま

す。第4号が、権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合、いわゆる常時従事要件です。

(第5号の説明は省略し)第6号が、「権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて」、ここからがポイントになりますが、「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合」です。

今後、地域計画を策定した場合、その達成に支障が生ずるおそれがある場合についても、この項目(第6号)に該当するといわれています。

ただし、これまでも議論になっていますが、圃場整備をしていたところや、今後地域計画で活用していこうとしているところについて、地域計画策定前にその方向性と合わないという理由だけでこれを認めないということは難しいという農林水産省の見解も出ています。

説明は以上です。

議長： はい。野村委員。

野村委員： はい。わかりました。
営農計画書を見ると、従事者が12人になっていますが、これは資料の最後に付いている農作業従事者一覧表の12人の事ですね。

一番近辺で言えば京都、滋賀県にお住まいの方であり、現在と今後の事も書いてあり、「平均通作距離は別紙事業計画書に記載」となっていますが、どう考えても現実的でないなという気がします。

先ほどから皆さんの御意見にあったように、優良農地といいますか、圃場整備をしたところを強引にはがしていくということになると、なかなか問題があるなという気がするのと、周辺の耕作者との調整を事前にされているのかどうか、今聞く限りは何も無いという気がするんですけど、そういうところをいろいろ考えてみると、なかなか難しい面があるという気がします。

議 長： 貴重な御意見ありがとうございました。
皆さん何か他に御意見はありませんか。
それではある程度意見が出たと思いますので、委員会としての意見を集約したいと思います。事務局、採決の考え方について説明してください。

事務局： はい。では事務局から説明します。
先ほど申し上げました内容と、さらに、野村委員からも御指摘がありましたように、農業委員会で3条申請に対してこれを許可する許可しないという事については、農地法の規定に基づいて行う必要がありますので、その意味ではその農地法に基づいた理由によって判断をする必要があります。
今の議論の中で、これまでの農地の取得の在り方ですとか、あるいは取得された農地の場所が圃場整備されたところであるというような議論もいただいているところですが、これは農地法上の不許可とする理由には該当しないと事務局としては判断をしています。ついてはそのような要因以外で、これまでの議論を踏まえて、今回の申請についてどう考えるかというところで御判断をいただきたいと思います。
これまでの議論の中で出ていますのは、繰り返しになりますが、営農計画の不確実性に対する指摘です。これが農地法の第3条第2項第1号に該当するかどうかというところが大きな判断の材料になろうかと思っています。
また、これまで発言の無い委員の中には、許可に賛成の委員もいらっしゃるかもしれませんが。
この点を踏まえていただき、考え方としましては、現行の営農計画の内容が法の規定を満たしていないという理由で不許可と判断するか。または現行の営農計画の内容をもって許可と判断するか。あるいは営農計画の内容について更に改善をしていただく必要があるということで継続審議として、営農計画の内容について農業委員会として更に確認をしていくのか。この順番で採決をいただきたいと思っています。
もしこの過程で、不許可あるいは許可について賛成多数で採決となりましたら、これが委員会の結論というということになりますのでよろしくお願いします。

議 長： それでは、議案23番、27番から31番まで及び33番について、一括して採決に入ります。

はじめに、議案23番、27番から31番まで及び33番について、不許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので以下については採決を不要とし、議案23番、27番から31番まで及び33番については不許可と決定します。
付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は86ページ、87ページです。厚東地区に所在する農地所有者から、田を畑とする旨の届出に伴う報告です。
次に報告第2号、議案書は88ページから91ページまでです。楠地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。

議長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程等について連絡)

議長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、9月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:55)